

外国人のための 多言語版生活ガイドブック

高島市国際協会発行

市内に住む外国人の皆さんが、快適で安全な生活を送るために役立つ情報をわかりやすくまとめた「生活ガイドブック」を発行しました。

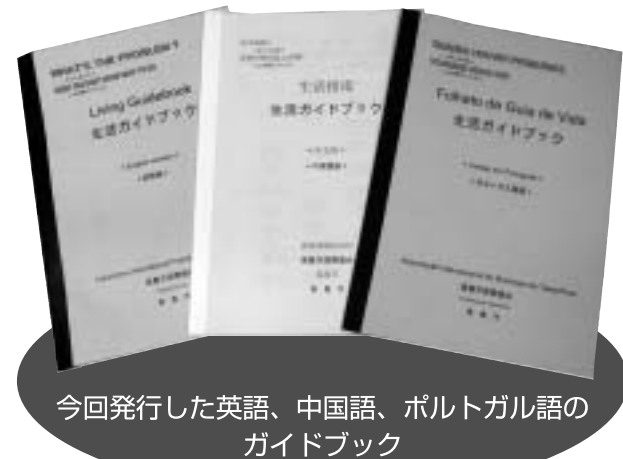
英語、中国語、ポルトガル語の3か国語で提供しています。

このガイドブックは、市役所市民課、各支所窓口、公共施設、高島市国際協会事務局で無料配布していますので、必要な方は気軽にお問い合わせください。

The Guidebook to Life in Takashima is available at the following locations:
Takashima City Hall's Civil Affairs Division
Takashima City Hall Branch Offices
Other public facilities
Takashima International Friendship Association (Imazu-Higashi Community Center)

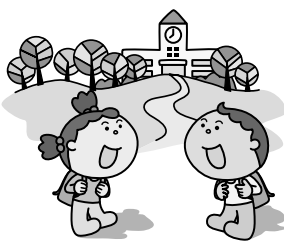
您可以在下列地方免費領取中文版的高島市生活旅游指南。
本庁市民課
各支所窓口
高島市的公共設施
高島市國際協會(今津東社區中心)

Você pode obter gratuitamente o guia de "Como viver na cidade de Takashima" em português non seguintes lugares:
Divisão de assuntos civís da Prefeitura
Sucursais da prefeitura
Todos os órgãos públicos
Associação Internacional do Município de Takashima (Centro da Comunidade de Imazu-Higashi)



今回発行した英語、中国語、ポルトガル語のガイドブック

高島市国際協会 ☎(20)1180



地域で守る子どもの安全

子どもたちを犯罪被害から守り、安全で安心して暮らせる環境を確保するため、高島市教育委員会では、困った事が起きた時や犯罪に巻き込まれそうになった時に、子どもたちを一時的に保護する「こども110ばん」という制度を設けています。現在、ご協力いただける方を募集しています。

「こども110ばん」を、通学路を中心に広範囲に設置することは犯罪の抑止につながります。「こども110ばん」は、個人の方だけでなく自治会や事業所、各種団体でもご登録いただけます。また、「こども110ばん」の設置協力者に一切責任を問うことはありません。皆さんのご協力をお願いします。

青少年課 ☎(32)4458

市内の設置状況

こども110ばんのおうち	マキノ	71
	今津	75
	朽木	47
	安曇川	291
	高島	108
	新旭	318
こども110ばんのくるま	計	910
	民間車	45
	公用車	45
タクシー	20	
こども110ばんのバス	29	
こども110ばんの自転車	123	

農地制度が変わりました！

- 平成21年12月15日に「農地法等の一部を改正する法律」が施行され、「農地の利用に関する責務規定」を設けた新たな農地制度がスタートしました。
- 新たな農地制度は、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されました！

- 農地を利用できる方の範囲が拡大されました。(一定の要件を満たす必要があります)。

農地の借り受け者の範囲

(改正前) (改正後に追加)



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されました。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されました！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告を行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になりました！

- 相続等によって農地を取得した方は、農地のある農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになりました。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになりました。



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会 (☎(25)8513) へお問い合わせください＝